

総務建設常任委員会

平成23年12月7日

午前9時30分開会

於大口町役場第1委員会室

1. 協議事項

1. 平成23年第7回大口町議会定例会付託議案について

2. その他

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	柘植 満	副委員長	酒井 廣治
委員	吉田 正	委員	前田 新生
委員	丹羽 孝	委員	齊木 一三
委員	宮田 和美	委員	倉知 敏美

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	森 進	副町長	大森 滋
地域協働部長	近藤 定昭	地域協働部参事 兼環境課長	杉本 勝広
建設部長	野田 透	総務部長	小島 幹久
会計管理者	吉田 治則	町民安全課長	前田 正徳
地域振興課長	平岡 寿弘	建設農政課長	鵜飼 嗣孝
都市整備課長	渡邊 俊次	行政課長	江口 利光
税務課長	馬場 輝彦	税務課主幹	高木 利夫
政策推進課長	社本 寛	50周年記念事業 事務局次長	前田 悦巳

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局次長	河合 俊英	議会事務局次長	吉田 雅仁
---------	-------	---------	-------

(午前 9時30分 開会)

○委員長(柘植 満君) 皆さん、おはようございます。

定刻に御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまより、総務建設常任委員会を始めさせていただきます。

本会議で付託を受けました議案は11議案でございますので、慎重審議をよろしくお願いたします。

町長。

○町長(森 進君) 改めましておはようございます。

今も委員長さんからお話がありましたように、12月2日の本会議において当委員会に11議案、付託をさせていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長(柘植 満君) それでは、本会議におきまして提案説明がございましたので、直ちに質疑に入ります。

議案第56号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑ございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 広く消防団ということで、ちょっとお尋ねしておきたいんですが、ことしは何か放火が多いというふうに伺っているわけですが、原因がわからんような火災というのは放火ということなんだろうというふうに推察するわけですが、大口町内でもそういう火災が幾つかあるようなんですけれども、特に扶桑町の方に多いという話も聞くわけですが、ある消防団の方から伺ったんですけれども、今、泳がせておるもんで、あまり見回りみたいなことはやらんといってくれみたいなことを警察の方から言われているということもちょっと聞いたんですけれども、放火と言われるような今の原因になっている火災ですが、放火犯というのは今のところ捕まっていないんですかね。

○委員長(柘植 満君) 町民安全課長。

○町民安全課長(前田正徳君) 吉田委員さん言われるように、ことしに入って扶桑町では数件、不審火といいますか、原因の不明な火災が何件か発生しておりました。最近でもありましたけれども、消防本部、それから扶桑町、扶桑町の消防団ということで、巡回の計画もありましたし、実際、巡回もされていたようです。そして、今言われたとおり、警察の方からちょっとパトロールを自粛してくれないかというようなことも、私どもも聞こえております。

今言われた、放火犯については、全く情報を聞いておりません。ですから、まだそういった捕まったとかいうことはないかと思えます。

先日、竹田でありました、あれも原因は特定されておりません。大口町はそれが1件ということで。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 消防団の皆さん方も非常に大活躍というようなことで、私も大御堂の火災、あのときまだ一杯飲んでおらなかったものですから、ちょうど行けたんですけれども、ポンプを幾つも継走して、防火水槽からかなり離れていたわけなんですけれども、それで水を到達させるというようなことで、すごいなあと思って見ておりました。

団員の方々も、日ごろの訓練のたまものですと、そういうことを言ってみえましたし、非常に心強い思いをしたわけであります。

一方で、そういった放火等々が頻発しているというような事案が続いているわけなんですけれども、警察の方としてはどんな動きをしてみえるのか。僕はあまりよくわからんのですけれども、例えば竹田の火事の後だと、私は白っぼい、多分覆面パトだと思っただけけれども、赤いサイレンをつけて巡回中というのを一回見ただけで、その後、見てないんですよ。僕、ほとんど毎朝早起きしておりますので、大体わかるんですけれども、言われたほど、そんな警察が巡回しているというようなふうには、とてもじゃないけれども思えないと思っているんですけれども、警察のそうした夜間のパトロールというのは一体どんなふうなんですかね。本当にやっておるんですかね。

○委員長(柘植 満君) 町民安全課長。

○町民安全課長(前田正徳君) 警察のパトロールの状況については、そういった情報は聞いておりません。

今回の火災から、大口町の消防団が独自に巡回を、それぞれの区域の巡回をさせていただいておることと、町民安全課も火災予防のパトロールを日中、あるいは夕方にかけて回らせていただいておりますという状況です。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 地元としては、そういったパトロールということを経験を得るところがあるわけなんですけれども、しかし、警察の方は犯人を捕まえたいものだから、自粛してくれというのは、本当に矛盾しておるところもあるわけなんですけれども、それならそれで、もっと警察が巡回して回っておってくださるんだったらまだいいわけなんですけれども、そういったことがちょっと私には見受けられんものですから、ぜひ警察の方にも早期に犯人逮捕につながるように、町としても申し入れをしていくべきじゃないかと思うんですね。あれは隣の町のことでということではなくて、向こうで厳しくなってきたおるで、今度はこっちでということだって考えられるわけですので、ぜひそうした対応もとっていただけたらというふうに思うんですよ。

住民の皆さん方も、存外この話題というのはあちこちで語られているみたいなものですから、こっ

ちへ来なけりやいいわねという話はあちこちで聞くものですから、泳がせておるなら泳がせておるで、警察ももうちょっと回ってもらえるように、ぜひ要望をしていただきたいと思います、いかがですか。

○委員長（柘植 満君） 町民安全課長。

○町民安全課長（前田正徳君） 警察、あるいは消防の方に情報について問い合わせとか、そういったことはできる範囲でしたいと思います。

それとは別に、私ども町、あるいは消防団、それぞれの立場でできることをやっていこうと、そのように考えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（柘植 満君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（柘植 満君） それでは、ないようですので、採決を行います。

議案第56号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（柘植 満君） 全員賛成をもって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（柘植 満君） ないようですので、採決を行います。

賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（柘植 満君） 全員賛成をもって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、質疑ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 関連するんですけど、日当、これは議員も視察だとかそういうので、計算上、そういう日当は出ておるわけですがけれども、自治体によっては日当を廃止していくというような方向も一定あるようですがけれども、今この日当というのは、何キロ以上で出ているんですか。

○委員長（柘植 満君） 政策推進課長。

○政策推進課長（社本 寛君） 直線距離で60キロ、かつ自治体で枠を決めておりますので、その自治体の役所のある場所までが60キロということで、実際には今、市町村合併でかなり自治体が大きくなっておりますので、そこより遠くへ行っても出ない場合がありますので、ほとんど今執行例というのは東京だとか、県外ぐらいが範囲かなというところになります。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 昔、半日当とか、4分の1日当とか、そういうのがあったんですけど、今はそういうのはあるんですか。

○委員長(柘植 満君) 政策推進課長。

○政策推進課長(社本 寛君) 直線距離の、先ほどお話しした60キロで、かつ午後から出かけた場合のみ半額ということになっています。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 日当というのはどういう性格のものかということ、なかなか今の御時勢でいくとなかなか説明がつきにくいものに私はなっているんじゃないかということのを常々思うわけですが、そこら辺は町としてはどういうふうに考えてみえますか。

○委員長(柘植 満君) 政策推進課長。

○政策推進課長(社本 寛君) 明確な形ではなかなか説明しづらい部分があるんですけども、考え方としては、日当の半額が一応昼食、それから半額が、出かけた先の中で移動する分については、旅費の対象にならない部分がありますので、そういった面の雑費ということで、おおよそ使い分けをしております。

○委員長(柘植 満君) よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(柘植 満君) それでは、採決を行います。

議案第58号について、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員賛成をもって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 大口町税条例の一部改正について、質疑ございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 住民税の寄附金控除に該当する寄附金というのは、どんなものがありますか。

○委員長(柘植 満君) 税務課長。

○税務課長(馬場輝彦君) 吉田委員の御質問にお答えしたいと思います。

住民税の寄附金控除に当たるものは何があるかということですが、例規集でいきますと、条例の33条の7ということで列記がしてございます。

今回、内容的なものというのは改正してございません。金額を変えるということですが、条

例の整備があつて大分割愛をしております。具体的には、都道府県と市町村、それから社会福祉法で言う共同募金会とか日本赤十字社、それから所得税法で決めてあるものというのがございます。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 政党等に対する寄附金というのは、地方税法で言う寄附金控除には当たらないんですよね。

○委員長(柘植 満君) 税務課長。

○税務課長(馬場輝彦君) 政党等に対する政治活動に関する寄附金については、所得税だけが対象で、住民税は対象ではございません。

○委員長(柘植 満君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(柘植 満君) それでは、ないようですので、議案第59号について、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員賛成をもって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 平成23年度大口町一般会計補正予算(第4号)の所管分についてでございます。歳入歳出一括でお願いしたいと思います。質疑ございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 塵芥処理費というのか、循環型社会形成費というのか、24ページ、25ページなんですけれども、リサイクルセンターというのは今のところ直営でやっているというふうに私は理解していると思うんですけれども、これというのは、今後も直営でやり続ける予定なんですか。そのことをちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、同時に関連なんですけれども、通告しておいたんですが、大屋敷の方なんですけれども、豚舎の近くに住んでおられる方が、近況報告というような形で、近隣の住民の皆さん方にチラシを配っていらっしゃるんです。これは11月の日付で配っていらっしゃるわけなんですけれども、この養豚場の臭気に関する事なんですけれども、ここにはいろんなことが書いてあるわけなんですけれども、私も事前に参事さんとも話をさせていただいてわかったことは、まずこの養豚場にはちゃんと浄化槽があるということなんです。その浄化槽というのは、1日当たり11立米流すような届け出がされているということ。それから、この養豚場で使っている水は地下水であるということ。そういったことが話をする中でわかってきたわけです。

この大屋敷の近況報告ということで出されているチラシを見ますと、ちょっと遠いから見づらいか

もしれませんが、灰色がかった白っぽい茶色みたいな水なんですけど、これが実際に用水に落ちている写真がここに撮られています。

それから、1日を通してどんな色の水が流れているかということも、このところずっと実は写っている。そういうものを近況報告という形で、この方は出しておられます。

ここでは、ちょっとお名前は伏せさせていただきますけれども、私が不思議に思ったのは、浄化槽がちゃんとあるにもかかわらず、白い水なり茶色い水なりが出てくるということが、まずそもそもおかしいことだなあというふうに私は思ったわけなんです。

というのは、浄化槽というのは、中が幾つかの槽に分かれていまして、一たん汚い水というか、それが落ちると、最初は大きなものを沈殿させる槽があると思うんですね。その後、ずうっと中の菌が働いて、徐々に浮遊物が沈殿していく、次の槽に行く間にね。上澄みはずうっと下の方に流れていって、最後、きれいな水が放流されるというものが浄化槽だというふうに理解しておったわけです。

ところが、この豚舎から流れ出ている、これちょうど用水から落ちている水なんです。ということは、浄化槽を経て出てきた水なんです。にもかかわらず、なぜこんな水が出てくるのかというのが、浄化槽が働いていないんじゃないかというふうにしか思えないのが一つあったわけです。

もう一つは、11立米以上流しているからこういうことになるんじゃないかというふうに私は思ったんです。11立米までは処理できるということで届け出がしてある浄化槽だそうなので、それ以上水を流せば、当然処理し切れないわけですから、処理し切れないものが流れていくということが考えられるというふうに私は思ったんです。

そこで提案したいんですけど、まず地下水をくみ上げて、養豚場では水を使っておるわけですが、くみ上げている水の量というのは実は把握されていないということなんです。だから、メーターがついていないんだそうです。なぜメーターがついていないのかというと、13ミリ以下の口径のものについては、一応つけなくてもいいことにどうもなっているようなんですね。ただ、地下水の規制があって、濃尾平野と佐賀平野だったと思うんですけども、そこでは地下水の規制はあるんですけども、しかし13ミリ以下についてはその規制から除外されるということで、くみ上げ量については把握しなくてもいいということなんだそうです。

しかし、一方で浄化槽の方では、一応届け出では11立米の処理ができるという届け出がされているわけですね。ですから、まず浄化槽の中に入る水が一体1日どのくらいあるのかということ把握しない限り、実際に浄化槽が処理し切れているのかどうなのかということは把握できないですよ、どう考えても。そのことを私は指摘をしたいんです、まず一つはね。

においの問題もあるんですけども、浄化槽がまず完全に働いているかどうかということからスタートしないと、この問題というのは解決していかないんじゃないかなということを感じるんです。

もし11立米以下の水の量を処理しているということであるならば、それは浄化槽そのものに何か問

題があるというふうに今度はなってくるはずなんですね。これだけの水が流れてくるということになると。ですから、まず使う地下水の量を毎日毎日測定していただく必要があるんじゃないかと思うんですけども、この点についていかがでしょうか。

○委員長（柘植 満君） 地域協働部参事。

○地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 御質問いただきましたまず1点目、リサイクルセンターの件でございますけれども、現在直営でさせていただいておりますし、将来にわたってということではないんですが、また考えていかないかん時期も来ると思うんですが、しばらくの間、直営で運営していく予定をしております。

それから、大屋敷、高橋にある養豚場の件でいろいろ御質問をいただいたわけですが、1点、申しわけございませんが、事前にお尋ねをいただいたときに、メーターの件と13ミリの件、今御質問いただいたとおりの回答をさせていただきましたけれども、現地をあれからすぐに確認させていただきまして、メーターはついておったんですが、壊れておるという事態でしたので、とりあえず報告だけ、申しわけございませんが、訂正だけさせていただきます。

この件に関しましては、一番最初は臭気からスタートしております。愛知県の家畜保健所と営農関係からの指導、それから環境関係からの指導、いろいろ入らせていただきまして、臭気対策の中に豚房の清掃、いわゆる畜舎の中の清掃を小まめにするよという指導が実は入っております。この豚房を掃除するための水といたしましては、今委員が言われたとおり井水を利用しておりますので、使った井水が浄化槽へ流入するという事実が一つここではっきりしてくるわけでございます。

今、お手元の資料が、1日24時間のうちの午前10時ごろの写真が入ったチラシが出回ったと思うんですけども、実はその10時と申しますのは、私も事業者の方とお話をさせていただいたり、現場を見せていただいたり、それからそのチラシを配っていただいた方とお会いして、現場で何時間も立ち会いさせていただきながらいろいろ検討したんですが、そこで出てきますのが、豚房を午前9時から9時半ごろ、清掃した水が一気に浄化槽へ流れ込むという状況の中でピークがある。そのピークで処理し切れない水が排水口に出ているという事実が一つ判明いたしました。

判明したんですが、じゃあそれでどうするんだという話にはなっていないというのは、水質汚濁防止法の中で、実は11立米の排出事業所というのは法律の規制に入っていないという事実が一つありますので、ただ法律の中に入っていないのでいいかということではなくて、今チラシにもございますように、非常に黒い水と言った方がはっきりすると思いますし、私も現地を確認させていただいたんですが、黒い水が出ております。それがいいというふうには感じておりませんし、ただ法律だけの話、行政指導ということではなくて、今後、例えば清掃する時間を長くすることによって、一度に流入する水が少なくなったときに、付加がどれぐらいになるかとか、それから清掃を2回に分けてもらうかどうか、事業所の方に過大な負担ではなくて、これならできるよというところを探っていけんかなという

ふうに思っております。

それに対しては、一番最初にお断り申し上げたんですが、壊れているメーターで、例えば今11立米という届け出がしてあって、11立米ならもちろん問題ないと思うんですが、メーターが壊れておるといことは、事業者そのものの意識が、どれだけ使ったってわからんわけですから、申しわけないんですが、そこら辺の意識づけもしていただきながら、メーターは今直すように依頼しておりますし、そこら辺の話は今進んでおります。

ですから、今届け出の中では11立米でございますけれども、その量を多少減らすことができるきっかけとして、メーターというものを今提案させていただいておりますので、追っつけついていくと思いますし、今後につきましても、愛知県の家畜保健所と、一番最初になっております臭気とともに水質の話、一番問題になっております臭気を中心とした問題解決の方法を探るしかないのかなというふうには考えておりますし、悪臭防止法、それから水質汚濁防止法、いわゆる法律の中での基準はクリアしておることだけ、事業主の立場と申しますか、事業主の立場に立った物言いになってしまいうんですが、一応法律の中でクリアしておる。それでいいというふうに私ども考えておりませんので、今後も事業主と打ち合わせをしながら、改善できるところは改善していくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 私としては、まず11立米という届け出がされている1日の処理量というものがあつたわけですね。だから、それが守られていないという可能性もないわけじゃないんですね、今の状態で行くと。ですから、必ずしも法に照らしてどうかというと、それはまだよくわからんという部分ではないかなと思ひますね。

しかし、くみ上げ量がわかるように、ちゃんと流量計がついていたにもかかわらず、それが壊れたまま使用がなされていたというのは、一つ私は問題だというふうに思ひますし、そのことが一つわかつただけでも収穫はあつたのかなあと思ひます。

臭気については、平成25年に向けて、今この地域でもって規制がかけられるようなことを、町としても、近隣の市町とも協力して取り組んでいらっしゃる。田中一成さんが、以前、そういう質問をする中で、そういう取り組みも行うということだつたと思ひますけれども、それはそれでやっていきながら、しかしまだ臭気の規制というのは1年以上も先の話になるわけですので、その中でやるべきことはあつたのかなのかということも、両方探りながら進めていく必要があるというふうに私は思ひますので、大量の水がいつきに流れてしまうということで、浄化槽が機能しないということであるならば、さつき言われたような形で対応していただくということも考えられるわけだし、そこら辺は近隣の住民の皆さんにも、どういった形で処理されているのかということも、一定の情報提供という

のが私は必要なんじゃないかなというふうに思うんですね。そうしないと、なかなか納得されない面も出てきますので、今すぐ情報提供せよとか、そういうことは言いませんけれども、しかしいろいろ試行錯誤する中で、こうやったらいんじゃないか、ああやったらいんじゃないかという御意見も住民の皆さんの中には多分あると思いますので、そういった声も大切にしながら、多分このチラシにされた人は、やむにやまれずこうやってチラシにして配られたんだろうというふうに私は思いますけれども、ぜひそうした方々の声も十分尊重しながら、法律はこうなんですけれどもということなのかもしれませんけれども、しかし一方でちゃんと届け出処理量が守られているのかどうなのかというのは甚だ疑問なわけですので、そういった問題についてはきちっと家畜保健所等とも協働しながら、指導していただきたいと思います、今後ともね。

答弁はいいですけども、また私も話を伺えば、同様の質問はしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長（柘植 満君） ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 齊木委員。

○委員（齊木一三君） 27ページの国土調査事務等委託の関係で、これが中小口の委託料が減になったという話で、これの関連づけなんです、中小口の方は区画整理が頓挫しまして、頓挫と言ったらおかしいですけども、これは16年から17年ぐらいのときに組合成立というような話で進んできて、区画整理の中に都市計画施設がないとか、都市計画道路が計画されていないということで、国の補助金が出ないんですか、国か県かわかりませんが。

その中で、地権者で換地金で整理をやっていかなきゃいかんということで、区画整理組合が一応解散というような形で、今3ブロックですか、そのような形で進めてみえるというような話ですが、その中において、当初、区画整理の中で県道の斎藤・羽黒線の整備拡幅がうたわれておったわけですけども、今新たにこうして整理をやっていく中で、斎藤・羽黒線の拡幅だとか、そういうことは協議されているのか、ちょっと伺っておきたいのですが。

○委員長（柘植 満君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊俊次君） 御案内のとおり、中小口の区画整理組合の住民委員会につきましては、とりあえず解散という形になっておりまして、先ほどおっしゃられたように、この区域につきましては交換分合という手法で整備をしていくということで、区域内を、織田線を挟みました東側の2工区、南と北に分けて2工区、さらには織田線の西側を1工区としまして、現在、お地元の方と協議をさせていただいております。

御案内のとおり、今の斎藤・羽黒線の交差点に近い部分、北保育園の近辺ですね。こちらにつきましても、町からある程度道路関係につきまして提案をさせていただいておりますが、なかなか御意見

がまとまんような状況ですので、最悪のお話をさせていただきますと、最終のところは単独買収と
というようなことになろうかと思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 齊木委員。

○委員(齊木一三君) 計画の段階で、今答弁があったように、町の方で最悪の場合は土地を買収して
でもそれを確保するというようなお話ですね。

○委員長(柘植 満君) 都市整備課長。

○都市整備課長(渡邊俊次君) 町の方で確保するのではなくて、県と地権者との買収になります。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 齊木委員。

○委員(齊木一三君) 上小口の交差点から西の方ですね。余野の300メートルぐらいですか、距離と
して。その間、これはもとの中小口の区画整理の区域の中に入っている部分ですね。その部分、当然
地権者が見えますので、そこら辺は地権者の方、また県道ですので、当然県といろんなことで御理解
をいただいて協議してもらわなきゃいかんと思いますので、ずうっと前からこういう話が出ておりま
して、本当は県の方の事業採択が必要になってくるというような話もあったんですが、そこら辺の見
通しとしてはどんなもんですか、今。

○委員長(柘植 満君) 都市整備課長。

○都市整備課長(渡邊俊次君) 斎藤・羽黒線につきましては、御案内のとおり都市計画道路というこ
とで、都市計画決定がなされておりますが、今回の交差点改良等の手法につきましては、県費を受け
まして、交通安全対策というような位置づけで、今、県の方にはお願いしております。

ただ、愛知県の方も他事業との絡み、町内では小口・名古屋線等もございしますが、そちらの方の動
向を見ながら、斎藤・羽黒についても採択に向けて進めていきたいというようなことを伺っておりま
す。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 齊木委員。

○委員(齊木一三君) 県の方も、財政的に相当厳しいようでした、なかなか道路整備というものが
刻々とおくれていっちゃっておるわけですけど、大口町の方も愛岐南北線とか、江南線の整備もやっ
ていかないかんという話になっておるんですけども、今の斎藤・羽黒線、先ほど指摘させてもらい
ました場所については大変危険だということで、前々から意見も出ておまして、早く整備をという
話も出ておったわけですので、ぜひひとつそちらの方も、県、また地権者の方に御理解いただけるよ
うに努力をしていただくようお願いしておきます。以上です。

○委員長(柘植 満君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○委員長(柘植 満君) それでは、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(柘植 満君) 質問もないようですので、議案第61号に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員賛成をもって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、お願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 倉知委員。

○委員(倉知敏美君) 関連ですが、接続率、本会議でも出ておりました。向上のために大変努力していただいておりますという話もお聞きしました。具体的に広報とかというような、いろんな広報、手段で接続率の向上に御尽力いただいておりますということはよくわかりますが、それにいたしましても、一定のところまではいくけど、なかなかそこから上へは上がっていかない。何かまた新しい手が必要ではないかなと思っておりますが、確かに我々の地域でも、ある程度の方々はささともう接続された。それから、ぴたっととまって接続されない方は今でも、あれからもう10年以上たちますが、接続されていない。そのおかげで、接続された方からどうなっておるんだという非難めいたお話、最近本当によくお聞きします。特に、工場なんかの排水なんかは、先ほど豚舎の話も出ておりましたが、色が変わる、もう目に見えるわけですね。そうしますと、当然、我々のところ、川の方へ流れてくるわけなんです。犬の散歩かなんかのとき、よく目につきますと、すぐ電話がかかってくるんですね、これがまた。御返答に正直言って困っておるんですが、このあたり、さらに接続率向上のための努力、大変無責任な言い方ですが、本当にお願いしたいと思っております。いかがなものでしょうか。

○委員長(柘植 満君) 都市整備課長。

○都市整備課長(渡邊俊次君) 本会議でも水洗化率につきまして御質問がございました。それで、大口町、特に左岸なんかですと、平成8年に供用開始をしております、既にかかなりの月日がたっております。今現在のこうした啓発の手法としましては、町としましては、おおむね3年以内にということでお願いをしております。実際3年ぐらいになってきますと、接続の排水設備の申請もかなり出てまいりまして、それにあわせて、近隣の方にも排水設備の完了検査にあわせて、そういった近隣の方も、供用年度は同じですので、3年過ぎましたよとか、5年たちましたよとかというようなことでお会いしてお話をさせていただいたりとか、お留守のお宅ですとポストインをさせていただいたりとかということもさせていただいておりますが、さすがに10年とか、そういったことになると、単に御案内だけではどうかなというところは確かにございますが、下水道に対するそういった考え方で

すね、その辺のところもあるかもしれませんが、各戸別のお宅の御事情もあるかもしれませんが、今のところはそういったことも十分理解はしているつもりでおりますけれども、広報等で御案内をするぐらいのことしかしようがないのかなとは思っておりますが、大口町の下水道も、後から協議会の方でちょっと御案内はさせていただきますけれども、かなり佳境の域に入っております、今後はいわゆる維持管理、それから水洗化率の向上といった方にシフトしていくと思われまますので、そういったことも含めまして、今後対応を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 倉知委員。

○委員(倉知敏美君) まずこれは要望ですが、ぜひいろんな手だて、例えば自治会とか区とか、そういうところの協力もいただかないかんかなと思っておるんですが、やっぱりある程度、住民パワーといますか、そういうやつも利用しながらやっていかないと、本当にうちらでも、地元の会合があるんですが、そういったときに接続せんやつは、早い話、強い者勝ちかと、そういった意見まで出てくるんですね。いや、強い者勝ちというより、これは人間性の問題じゃないかなと思っておるんですが、特にだんだん接続率が上がってきますと、余計接続していないところが目立ってくるんですね。

もう一つ、一般家庭もともかく、企業でもそういうことになるわけなんですわ。そうしますと、企業ですから当然、経営的なことも考えて、経費のことも考えますと、接続はいかなもんかなというような気持ちもわからんではないんですが、それこそ強硬意見としては、そういった社会的責任を果たせんような企業は存在の価値がないと、そういった強硬な意見まで正直言って出てるのが現状なんです。私もこういう立場におりますといかがしたもんかと本当に悩むときがありますので、だからと言って、どうせ罰則規定がありませんので、強制的にやらせるというわけにはいかんとは思ひますが、無責任な言い方でまことに申しわけありませんけど、本当にぜひ向上に御尽力いただきたい、そんなことを本当に要望しておきます。よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長(柘植 満君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(柘植 満君) それでは、ないようですので、採決を行います。

議案第63号について、賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員賛成をもって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更について、お願ひいたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（柘植 満君） それでは、ないようですので、採決を行います。

議案第64号について、賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（柘植 満君） 全員賛成をもって、本案は可決すべきものと決しました。

議案第65号 尾張農業共済事務組合理約の変更について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（柘植 満君） それでは、ないようですので、採決を行います。

議案第65号について、賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（柘植 満君） 全員賛成をもって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 大口町道路線の変更について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（柘植 満君） それでは、ないようですので、採決を行います。

議案第67号について、賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（柘植 満君） 全員賛成をもって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 大口町道路線の認定について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（柘植 満君） それでは、採決を行います。

議案第68号について、賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（柘植 満君） 全員賛成をもって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について、質疑ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 齊木委員。

○委員（齊木一三君） この地籍調査に伴う区域の設定ということですが、これは一部余野に入っていた分が小口になるんですか。別図の1で、これ宮前になっている分が、ちょっとこれ説明してもらえません、すみません。

○委員長（柘植 満君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊俊次君） 別図第1ですね。こちらの方の左の一番上のところ、これが旧の大字余野字宮前でして、余野が出っ張っておるわけです。これが、今回城屋敷一丁目に編入されるような

形になってまいりますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 齊木委員。

○委員(齊木一三君) 何かこれ、昨年ですか、立ち会いかなんかがあったような気がしたんですが、違いますか。ちょっと私、そこら辺の記憶が定かじゃないですけども、これというのは、要するに余野地区から中小口地区へという区域の変更なんですよね。これは、いわゆるそういう区だとか、そういうところの協議が終わって、実際この宮前の中に住宅があるんですね、ここ。水道屋さんだったかな。そこの余野つき合いをしてみえるそういった方が見えるんですけど、そこら辺の了解もとれての話ですよ、これ。それだけちょっと伺っておきますが。

○委員長(柘植 満君) 建設部長。

○建設部長(野田 透君) 今の御質問ですが、住居表示だけの変更ということで、地区のおつき合いについては、それぞれ地区で決められるというか、そういう流れで、今までもほかの地区でもそういうことはあったんですけども、住居の表示だけが城屋敷一丁目という形になるということでお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 齊木委員。

○委員(齊木一三君) 複雑なことだと思いますけれども、余野の方もちょうど今兼房のあたりかな、そこら辺、私もはっきり把握していないんですけども、余野地区であって中小口つき合いをしてみえるとか、いろんなこういう方があるんですけども、すっきりいくなら、やはり区域として、余野の地番なら余野のつき合いだと、そういうような形が一番クリアかと思うんですけども、昔からのしがりみがあるところはちょっと何とも言えんですけども、一応、地番だけの変更という話ですね、これは。そういうことですね。

そうすると、これはつき合いとしては、恐らくこのもともとあった方の意思によって、今までは余野でつき合っていたから余野だと、そっちでつき合っていきたいよというような話になってくるわけですね。そういう形ですね。

○委員長(柘植 満君) 建設部長。

○建設部長(野田 透君) そのとおりでございます。住居表示がこういった道水路でもって町名を変えるというのが原則でございますので、ここで言いますと余野の区画整理でつくられた道水路、そこではっきり区切りをつけるということですので、旧図との整合はちょっととれておりませんので、おつき合いについてはその方の意思、また地元の取り決め等でおつき合いをしていただくということでお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

○委員長（柘植 満君） 齊木委員。

○委員（齊木一三君） なかなかいろんな部落でもそうですけれども、いろんな行事だとか、いろんなことをやりますと難しいんですよ。よその地区で住居表示がしてあって、隣の部落でいわゆるお祭りだとか、子ども会だとか、いろんな行事になってきますので、本当に難しいんですわ。本当に整合性がとれば一番いいんですけれども、そこら辺、住んでみえる方と区との話し合いになってくるかと思えますけれども、この方が同意をされれば、それで私は結構だと思いますけど、今、大口町でもそういう部落がたくさんあるんじゃないですか。要するに、部落として、いわゆる飛び地になっているようなところは、すぐ近くの部落とつき合っているような行事をやられているとか、そういうところもあるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺はどうですか、部長。そういう部落はないですか、今。

○委員長（柘植 満君） 町民安全課長。

○町民安全課長（前田正徳君） 齊木委員さんおっしゃるとおり、ございます。行政区の枠は越えていますが、住所は違うんですけれども、隣の行政区とおつき合いをしているという、新家とか、そういったことは聞いております。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 孝君） 関連でちょっと質問をしたいんですけれども、この場合、選挙の方のあれは当然中小口ということになるんでしょうか。

それともう一つ、これは従来からの防災無線を持っておられるところは関係ないと思うんですけど、結構、区で行事の案内を区単位で流す場合があるわけなんですけれども、こういうことの徹底がなかなかなされていないようでして、例えば上小口なんかでも、萩島のところと中小口と同じつき合いをしておられるところがあるんですけれども、そこから中小口の案内が聞こえないというような話があるんですけれども、こういうところは今後どうされていくのか、こういうことを含めてお聞きしたいと思います。二点です。

○委員長（柘植 満君） 町民安全課長。

○町民安全課長（前田正徳君） 防災行政無線の件でしたら、今の話でも、住所が中小口であっても、萩島つき合いであれば上小口区になりますので、上小口にセットされた無線機と交換していただければ、それで使用できますので、中小口の無線機ですと、当然上小口限定であれば流れないですから、町民安全課の窓口へ申し出ていただければ交換させていただきます。よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 孝君） もう一つ、選挙の方法は、当然中小口ですか。この場合、選挙の方法は当然中

小口。

○委員長（柘植 満君） 行政課長。

○行政課長（江口利光君） 選挙の関係であります、住居表示は城屋敷ということで、中小口に入るわけですが、実際、余野区の方でおつき合いをされるということであれば、余野の方の台帳に掲載をされるということでもあります。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） これは、いつからこの住居表示は施行されるのでしょうか。

それと、この中で、これ多分中保育園とか、小口城址公園とかそういうのもこの中に含まれているんですかね。あと北小学校のグラウンドとか、大口町の、今、体育館、あれはどういう名前になっておったかちょっと忘れちゃったけど、その所在地も改正しないといかんですわね。それはいつやられるのでしょうか。

○委員長（柘植 満君） 行政課長。

○行政課長（江口利光君） 今後の予定といたしましては、来年の1月から2月にかけて、地籍簿、あるいは地籍図の閲覧を行い、また4月以降に認証請求を行いまして、その後、地元説明会を経て名称、地番変更を行っていく予定をいたしております。認証請求から認証までおおむね3ヵ月ほどかかるわけですが、今のところ、具体的な時期につきましては未定ということになっております。

それから、公共施設につきましては、住居表示が変わりますので、変更の必要が出てまいります。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 具体的には、来年、その地籍簿の閲覧だとか、地元説明会とか、そういうのが済んだ後ということになってくると、来年中になるのか、再来年になるのか、大体そのくらいなんだろうということなんですよね。多分、郵便番号とか、本当にほかのこともいろいろ、多分地域の人たちも変わっていくもんですから、今だと「480-0100」だったかな、大口というところで見ると。そこから多分、そういうものも城屋敷というのが、郵便番号等も付されているもんですから、そういうのも変わっていくだろうと思うんですけれども、大体の目安みたいなものというのもまだ何にも出ないんですか、その変更するという。

○委員長（柘植 満君） 行政課長。

○行政課長（江口利光君） 先ほど申し上げましたが、認証請求から認証までおおむね3ヵ月ぐらいかかるということですが、こうした中で書類等の変更が生じてくるというようなことも考えられまして、また住所変更における事務的な処理につきましては、土曜日・日曜日、あるいは祝日を利用して事務処理をする必要が出てまいりますので、こういったことも必要になってきますので、戸籍

保険課の方ともその時期について検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、具体的な時期については、今のところちょっと未定ということをお願いいたします。

○委員長（柘植 満君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（柘植 満君） それでは、ないようですので、採決を行います。

議案第69号について、賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（柘植 満君） 全員の賛成をもって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会に付託を受けました議案の審査を全部終了させていただきます。

（午前10時35分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

総務建設常任委員会

委員長 柘植 満